

泉崎村の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

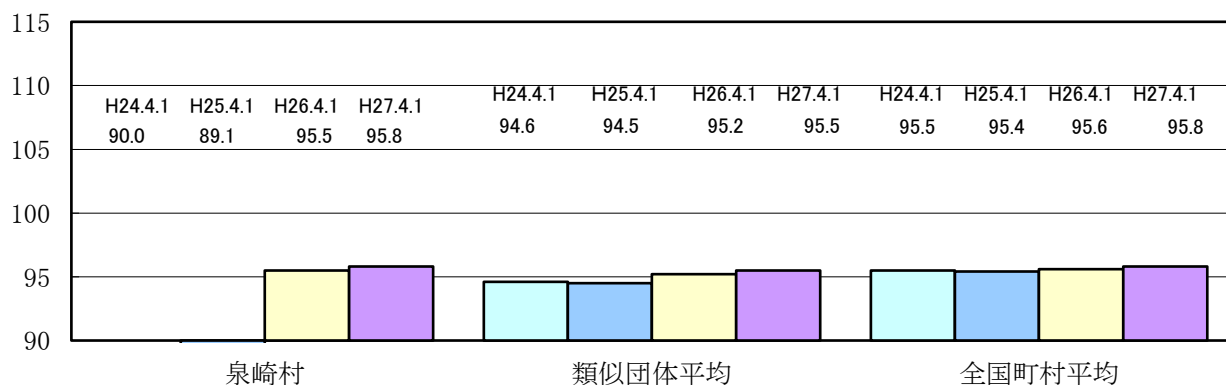
区分	住民基本台帳人口 (平成27年1月1日)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 平成25年度の人件費率
	人	千円	千円	千円	%	%
26年度	6,603	6,122,553	252,723	741,184	12.106	11.348

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				計 B	(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)類似団 体一人当たり 給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当				
	人	千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
26年度	60	258,655	23,481	92,195	374,331	6,239	5,989	

- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。
 2 職員数は、平成26年4月1日現在の人数です。
 3 給与費については、再任用職員(短時間勤務)の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含みません。

(3) ラスパイレス指数の状況



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数(構成)を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数です。
 2 平成24年及び平成25年は、国家公務員の時限的な(2年間)給与決定・臨時特例法による給与減額措置がないとした場合の値です。

※ 平成27年4月1日のラスパイレス指数が100を超えている理由及び改善の見込み

※ラスパイレス指数が平成26年に6.4ポイント上昇している起因としては、財政再建のための減額処置が終了したため。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされています。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

(給料表の改定実施時期) 平成27年4月1日
 (内容) 行政職給料表について、福島県人事委員会勧告を踏まえ、平均0.7%の引下げを実施しました。なお、激変緩和措置として、平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間にわたり経過措置(現給保障)を実施しています。医療職給料表を除く他の給料表についても行政職給料表との均衡を踏まえた見直しを実施しました。

② その他の見直し

単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当について、福島県人事委員会勧告を踏まえ見直しを実施しました。
 (平成27年4月1日)

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (平成27年4月1日現在)

① 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
泉崎村	47.0 歳	330,090 円	425,576 円	360,766 円
福島県	42.8 歳	335,000 円	420,845 円	365,724 円
国	43.5 歳	334,283 円	- 円	408,996 円
類似団体	42.3 歳	319,936 円	394,984 円	355,183 円

② 技能労務職

区分	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
泉崎村	47 歳	1 人	314,600 円	351,800 円	374,716 円
うち清掃職員	歳	人	円	円	円
うち学校給食員	歳	人	円	円	円
うち用務員	歳	人	円	円	円
うち運転手	47 歳	1 人	314,600 円	351,800 円	374,716 円
うちその他	0 歳	0 人	0 円	0 円	0 円
福島県	53.8 歳	258 人	370,300 円	413,761 円	389,774 円
国	50.2 歳	2,994 人	289,141 円	- 円	328,318 円
類似団体	44.7 歳	6 人	268,232 円	294,399 円	279,753 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成27年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。
 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。
 また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出しています。

(2) 職員の初任給の状況 (平成27年4月1日現在)

区分		泉崎村	福島県	国
一般行政職	大学卒	179,300 円	186,000 円	174,200 円
	高校卒	146,300 円	150,800 円	142,100 円
技能労務職	高校卒	125,400 円	148,400 円	-
	中学卒	-	139,900 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成27年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	該当なし	329,900 円	該当なし	426,667 円
	高 校 卒	該当なし	297,600 円	329,800 円	385,580 円
技能労務職	高 校 卒	該当なし	該当なし	314,600 円	該当なし
	中 学 卒	該当なし	該当なし	該当なし	該当なし

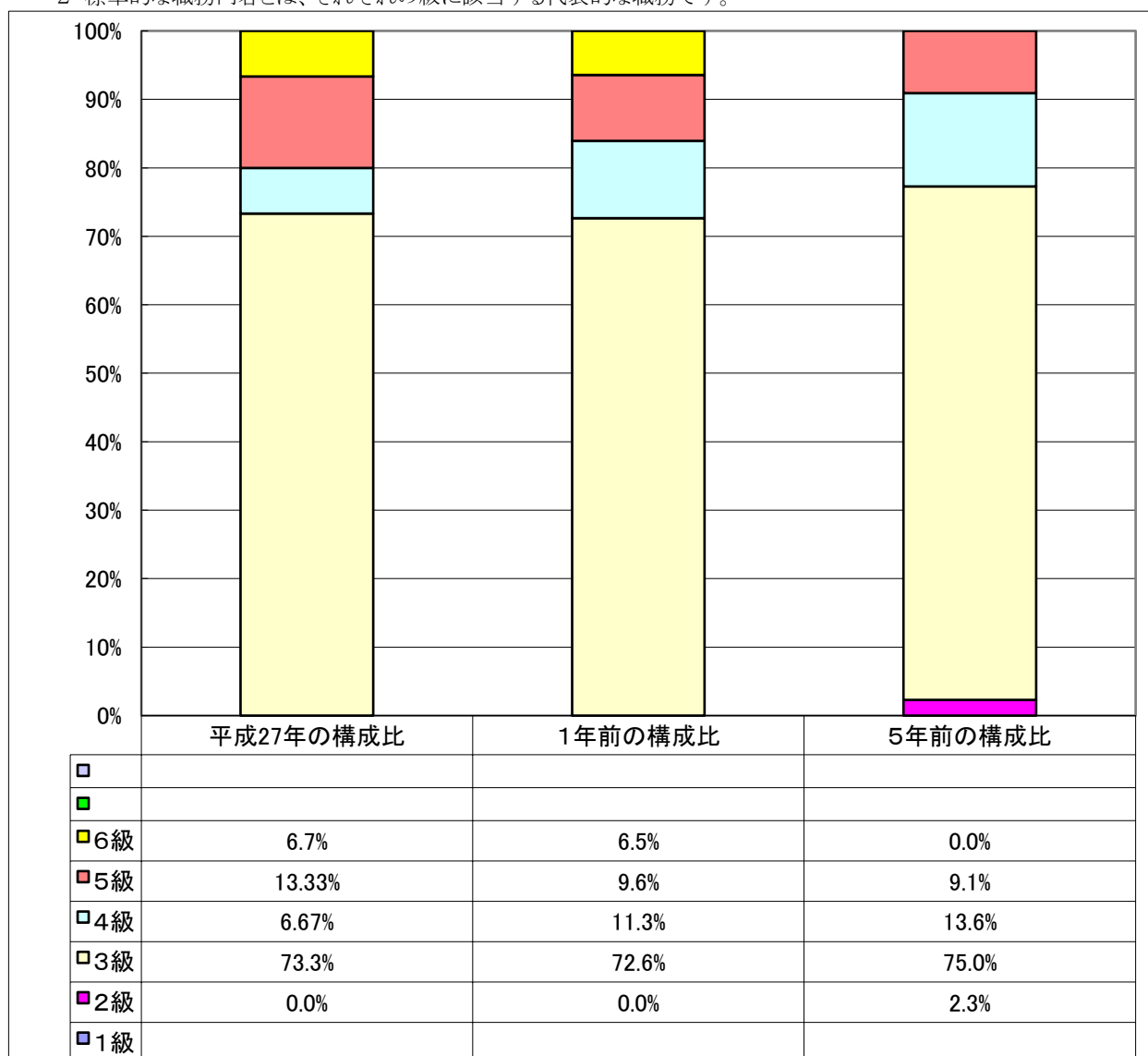
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成27年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事	0 人	0.0%	141,700 円	252,000 円
2級	主事	0 人	0.0%	193,400 円	310,700 円
3級	主査・主任主査	44 人	73.3%	230,300 円	357,800 円
4級	局長・主幹	4 人	6.7%	265,800 円	393,000 円
5級	グループ長・局長	8 人	13.3%	293,200 円	409,600 円
6級	課長・参事	4 人	6.7%	324,900 円	423,800 円

(注) 1 郡山市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給については、毎年4月1日から3月31日までの1年間の勤務成績に応じ、良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給(55歳を超える職員は2号給)とすることを標準として決定しています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

泉崎村	福島県	国
一人当たり平均支給額(平成26年度) 1,409千円	一人当たり平均支給額(平成26年度) 1,684千円	-
(平成26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.50月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.55月分 勤勉手当 1.50月分 (1.40)月分 (0.70)月分	(平成26年度支給割合) 期末手当 2.60月分 勤勉手当 1.50月分 (1.45)月分 (0.70)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 10~25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

○勤勉手当への勤務実績の反映状況(一般行政職)

勤務成績の反映は行っておりません。勤勉手当は、6月1日、12月1日の基準日に在職する職員に対し、それぞれ基準日以前6か月以内の期間内におけるその者の勤務実績(日数)に応じて支給しています。

(2) 退職手当(平成27年4月1日現在)

泉崎村			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~20%加算)			その他の加算措置 定年前早期退職特例措置(2%~45%加算)		
1人当たり平均支給額 22,479 千円					

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成26年度に退職した職員に支給された平均額です。

2 勸奨・定年のうち勸奨について、国では平成25年10月31日をもって従来の勸奨退職を廃止し、同年11月1日から応募認定退職を導入しています。

(3) 地域手当(平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)	-			千円
支給職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	-			円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)	
該当地域なし	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	
	%	人	%	

(注) 支給対象者はいません。

(4) 特殊勤務手当 (平成27年4月1日現在)

支給実績(平成26年度決算)			0 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)			0 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成26年度)			0.0 %	
手当の種類(手当数)			0 種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (26年度決算)	左記職員に対する 支給単価
行旅病人等の取扱に従事する職員の特殊勤務手当	行旅病人等の取扱い業務に従事する職員	行旅病人救護、行旅死亡処理	0 千円	日額 5,000円
			0 千円	日額 1,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成26年度決算)	2,647 千円	企画財政・衛生・他
職員1人当たり平均支給年額(平成26年度決算)	41 千円	
支給実績(平成25年度決算)	26 千円	衛生・
職員1人当たり平均支給年額(平成25年度決算)	3 千円	

(注) 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(26年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含みます。

(6) その他の手当 (平成27年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成26年度決算)	支給職員一人 当たり平均支給 年額 (平成26年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 13,000円 ・配偶者以外の扶養親族 6,500円 ・配偶者のいない職員の扶養親族のうち1人 11,000円 ・満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき5,000円加算 	同じ	-	9,910 千円	157,313円
住居手当	<p>1 職員の居住する借家・借間 (支給要件)自ら居住するための住宅を借受け月額9,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃17,000円以下 家賃額-9,000円 ・家賃17,000円を超え55,000円未満 (家賃-17,000円)×1/2+8,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	異なる	<p>(支給要件) 国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・家賃23,000円以下 家賃額-12,000円 ・家賃23,000円を超え55,000円未満 (家賃額-23,000円)×1/2+11,000円 ・家賃55,000円以上 27,000円 	162 千円	2,571円
	<p>2 配偶者等の居住する借家・借間 (支給要件1)単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するため住宅借受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている者 (支給要件2)単身赴任手当を支給される配偶者のない職員で、単身赴任手当の支給要件に係る子が現に居住している住宅を借受け、月額9,000円を超える家賃を支払っている者 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		<p>(支給要件) 国は月額12,000円を超える家賃を支払っている職員 (支給額) 1により算出される額の1/2の額</p>		
通勤手当	<p>(支給要件) 通勤のために交通機関等の利用を常例とすること、運賃等の負担を常例とすること、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上であること (支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・交通機関等利用者 運賃相当額(ただし50,000円を超える場合、超える額の1/2を加算) ・交通用具利用者 2,000円~37,000円 ・交通用具のうち、自転車は4,000円、原動機付自転車・自動二輪車は4,300円、自動車に同乗する者については2,000円を支給 ・民間駐車場を借上者には別途加算措置(駐車料金の1/2、上限5,000円)有 	異なる	<p>(支給額)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国は55,000円以下については運賃等相当額 ・交通用具利用者 2,000円~31,600円 	3,689 千円	58,562円

初任給調整手当	(支給要件) 医療職給料表の適用を受ける職員で特 殊な専門的知識を必要としかつ採用に よる欠員補充が困難と認められる職に一 定期間支給 (支給額) 支給期間に応じ支給 306,000円～47,500円	同じ	-	0 千円	0円
管理職手当(給料の 特別調整額)	(支給要件) 管理又は監督の地位にある職員のその 特殊性に基づき、規則で指定する職員 (支給額) 職務の級及び職の区分に応じた額 (定額)49,300円～96,500円	異なる	(支給額) 一般行政職の場合 4級5種46,300円～ 10級1種139,300円	5,479 千円	86,971円
寒冷地手当	(支給要件) 基準日(毎年11月から翌年3月までの各 月の初日)において、支給対象地域に 在勤する職員に支給 (支給額) 基準日における地域の区分及び職員の 世帯等の区分に応じた額	同じ	世帯主 扶養あり 17800 扶養なし 10200 その他の 職員 7360	3,356 千円	53,283円

5 特別職の報酬等の状況（平成27年4月1日現在）

区 分		給料月額等	(参考)類似団体における最高/最低額	
給料	村 長	704,700(783,000) 円	870,000円/363,200円	
	副 村 長	590,000 円	670,100円/365,000円	
報酬	議 長	311,000 円	364,000円/220,000円	
	副 議 長	249,000 円	285,000円/168,100円	
	議 員	225,000 円	263,000円/135,800円	
期末手当	村 長 副 村 長	(平成26年度支給割合)	6月期	1.475月
			12月期	1.575月
			計	3.05月
	議 長 副 議 長 議 員	(平成26年度支給割合)	6月期	1.475月
			12月期	1.575月
			計	3.05月
退職手当	村 長 副 村 長	(算定方式) 給料月額×在職月数×48/100 給料月額×在職月数×29/100	(1期の手当額)	(支給時期)
			12,625,920円	任期毎
			8,212,800円	任期毎

(注) 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額です。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

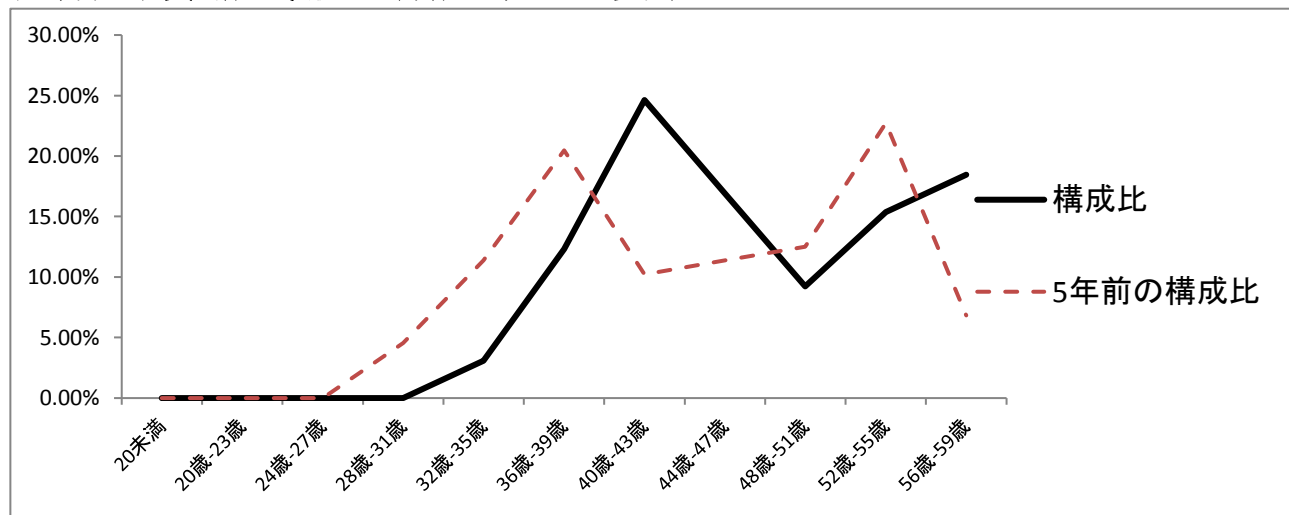
部 門	区 分	職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由	
		平成26年	平成27年			
普通会計部門	一般行政部門	議会	1	1	0	
		総務	10	14	4	
		税務	5	5	0	
		民生	4	3	△ 1	
		衛生	11	10	△ 1	業務執行体制見直し等
		労働	0	0	0	
		農林水産	6	5	△ 1	業務執行体制見直し等
		商工	1	1	0	
		土木	4	2	△ 2	
		計	42	41	△ 1	<参考> 人口1千人当たりの一般行政部門職員数8.30人 (類似団体の人口1,000人当たりの職員数15.10人)
特別行政部門	教育	30	26	△ 4		
	小 計	72	67	△ 5	<参考> 人口1千人当たりの一般行政部門職員数8.30人 (類似団体の人口1,000人当たりの職員数15.10人)	
会計部門 公営企業等	水道	1	1	0		
	下水道	0	0	0		
	その他	9	5	△ 4	業務執行体制見直し等	
	小 計	10	6	△ 4		
合 計		82 [2,488]	73 [2,488]	△ 9	<参考> 人口1千人当たりの一般行政部門職員数8.30人	

(注) 1 職員数は、一般職(嘱託職員及び臨時職員を除く。)に属する定員管理上の職員数です。

2 []内は、条例定数の合計です。

3 定員管理上、下水道及びその他(国保、介護等)は、公営企業等会計部門に含まれます。

(2) 年齢別職員構成の状況 (平成27年4月1日現在)



区 分	20歳 未 満	20歳 〜 23歳	24歳 〜 27歳	28歳 〜 31歳	32歳 〜 35歳	36歳 〜 39歳	40歳 〜 43歳	44歳 〜 47歳	48歳 〜 51歳	52歳 〜 55歳	56歳 〜 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 0	人 0	人 0	人 0	人 2	人 8	人 16	人 12	人 7	人 10	人 12	人 0	人 67

(3) 職員数の推移

部門別 \ 年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	過去5年間の増減数(率)
一般行政	50	47	48	46	47	44	△ 6 (△ 12.0 %)
教 育	26	26	24	20	16	16	△ 10 (△ 38.5 %)
警 察	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
消 防	0	0	0	0	0	0	0 (0.0 %)
普通会計計	76	73	72	66	63	60	△ 16 (△ 21.1 %)
公営企業等会計計	12	12	11	11	8	7	△ 5 (△ 41.7 %)
総合計	88	85	83	77	71	67	△ 21 (△ 23.9 %)